相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市下一分一四〇三番地、最後の住所新潟市東区山木戸四丁目五番二一号
被相続人　亡　伊藤　好隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル七階白山パーク法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸山　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡津幡町字種ル一一番地、最後の住所石川県輪島市新橋通七の四六番地
被相続人　亡　石元　隆俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
金沢市大手町七番一一号レイクランド大手町一階
相続財産管理人　弁護士　中西　祐一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県養父市八鹿町八木二四九番地三、最後の住所神戸市灘区永手町二丁目三番二四号
被相続人　亡　綿貫　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
大阪府大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館一〇階
相続財産管理人　弁護士　鎌田　幸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県美方郡新温泉町浜坂一八九九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田原　尊代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
兵庫県豊岡市弥栄町一番一〇号　生駒和雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　辻本　武之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県飯石郡頓原町大字角井五二八番地、最後の住所不明
被相続人　亡　海田ヲトワ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
島根県飯石郡飯南町下赤名三一二番地
相続財産管理人　吉川　玲嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市北沖洲一丁目一番地九一、最後の住所徳島県徳島市北沖洲一丁目一三番五―八号
被相続人　亡　大谷百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
徳島市下助任町四丁目九番地の四
相続財産管理人　司法書士　立川　福夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇町筋四一番地最後の住所徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇町筋一一五番地一
被相続人　亡　多田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
徳島県阿南市富岡町西石塚一番地六　土佐野ビル二〇二号
相続財産管理人　弁護士　立石　量彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市大浦東町二六番地、最後の住所福岡県筑紫野市二日市南二丁目四番二―一〇六号
被相続人　亡　松島　淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
福岡県福岡市中央区警固一丁目一二番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所
相続財産管理人　髙松　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市鎮西町名護屋一〇二四番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中里　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
佐賀県唐津市坊主町四四七番地七宮原貞喜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉野建三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市平之町三五番地二、最後の住所鹿児島県姶良市平松五二〇〇番地二〇
被相続人　亡　牧元　澄孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
事務所鹿児島県姶良市加治木町仮屋町八五番地
相続財産管理人　弁護士　雨宮　敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡本部町字瀬底一八一七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　上間　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日
沖縄県国頭郡本部町字謝花七一番地一
相続財産管理人　仲間　厚洋

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年五月十六日
一、墳墓等所在地　沖縄県島尻郡八重瀬町字長毛三五七番地一
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　沖縄県島尻郡八重瀬町字港川六三番地三　稲嶺　盛孝

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年五月十六日
茨城県日立市日高町五丁目三番三号
日立物流フロンティア株式会社
確定給付企業年金清算人　緑川　正芳

第４期決算公告

平成26年5月16日　千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
株式会社れこっず
代表取締役社長　渡邊　勝巳

貸借対照表の要旨　（平成26年2月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	353,642	流動負債	510,117
固定資産	385,124	固定負債	158,192
有形固定資産	142,121	負債合計	668,310
無形固定資産	33,437	株主資本	70,456
投資その他の資産	209,564	資本金	245,000
		資本剰余金	245,000
		資本準備金	245,000
		利益剰余金	△419,543
		その他利益剰余金	△419,543
		（うち当期純損失）	(85,393)
		純資産合計	70,456
資産合計	738,766	負債・純資産合計	738,766